

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害等 リスク	
(洪水 : WEB 版ハザードマップ)	
肱川は、河床勾配が緩く、河口部が狭あいであるため、水が捌けにくい地形となっており、河川が集中する大洲盆地を中心に長浜地域、特に河川周辺においても度重なる浸水被害を受けてきた。	
平成 7 年 7 月 4 日 <梅雨前線> 長浜地域 床上・床下浸水40戸	
平成16年 8 月 31 日 <台風16号> 長浜地域 床上・床下浸水40戸	
平成16年 9 月 6 日 <台風18号> 長浜地域 一部損壊 4 戸	
平成16年 9 月 29 日 <台風21号> 長浜地域 全壊 1 戸、半壊 1 戸	
平成16年10月 19 日 <台風23号> 長浜地域 死者 1 人、全壊 1 戸、半壊 1 戸	
平成 30 年 7 月 8 日 <西日本豪雨災害> 長浜地域	
また、洪水については、肱川流域全体で 2 日間総雨量 811mm が降った場合肱川が氾濫し、肱川周辺は 5 m~10m 未満（2 階水没）の浸水が予測される。	
(土砂災害 : WEB 版ハザードマップ)	
WEB 版ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険個所は、長浜地域全域に点在している。	
(地震・津波 : J-SHIS、WEB 版ハザードマップ)	
WEB 版ハザードマップによると、長浜地区全域で震度 6 弱以上の地震が予測されており、肱川沿いについては最大震度 7 と予測されている。	
津波については、沿岸部を中心に 2m 以上~3m 未満の津波浸水が想定されている。	
<地図 震度分布> 南北トラフを震源域とする最大クラスの地震が発生した場合を想定	
出典:WEBハザードマップ<地震 震度分布>	
<地図 洪水想定> 南北トラフを震源域とする最大クラスの地震が発生した場合を想定	
出典:WEBハザードマップ<津波浸水>	

(その他)

大洲市は、四国の西部、県都松山市の南西に位置し、東西38km、南北21km、総面積432.22km²で、南から北に流れる肱川とその支流の河辺川、伊予灘の海岸に沿った平地部と、標高300～1,200mの山地からなっている。

肱川は、河床勾配が緩く、河口部が狭あいであるため、水が捌けにくい地形となっており、河川が集中する大洲盆地を中心に、度重なる浸水被害を受けてきた。

本市は、西南日本の地質を南北に分ける長大な断層「中央構造線」の南側の「外帶」に属し、北から順に三波川(さんばがわ)帯、秩父帯が帶状構造で分布している。

三波川帯と秩父帯との間には、御荷鉢(みかぶ)緑色岩類と呼ばれる火山碎屑岩、火山岩が分布しているが、このうち三波川帯及び御荷鉢緑色岩類の分布域は日本有数の地すべり発生地帯となっている。

長浜地域においては、沿岸部は温暖少雨の瀬戸内海性気候で、気象条件には恵まれている。しかし、海陸風の関係で冬の朝は著しく寒いという特徴があり、特に肱川沿岸の陸風は、秋から冬にかけて午前8時前後が最も激しくなるが、これは大洲・喜多の連山に立ちこめた冷たい水霧が、強風を伴い河口に向かって流れ込むため、この現象を一般に「肱川あらし」と呼んでいる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当市の地域防災計画等は以下を参照

- ・大洲市地域強靭化計画

<https://www.city.ozu.ehime.jp/uploaded/attachment/37509.pdf>

- ・大洲市地域防災計画（風水害対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）

<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kikikanri/23964.html>

- ・大洲市防災ハザードマップ

<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kikikanri/43505.html>

- ・大洲市民防災読本【統合型防災マップ】

<https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kikikanri/33089.html>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 271 人
- ・小規模事業者数 227 人

【内訳：令和3年経済センサス】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	A B 農業、林業、漁業	2	2 域内に広く所在している
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0 域内に広く所在している
	D 建設業	37	33 域内に広く所在している
	E 製造業	30	21 域内に広く所在している
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0 域内に広く所在している
	G 情報通信業	0	0 域内に広く所在している
	H 運輸業、郵便業	18	13 域内に広く所在している
	I 卸売業、小売業	89	73 域内に広く所在している
	J 金融業、保険業	2	2 域内に広く所在している
	K 不動産業、物品販賣業	9	9 域内に広く所在している
	L 学術研究、専門・技術サービス業	5	5 域内に広く所在している
	M 宿泊業、飲食サービス業	25	24 域内に広く所在している
	N 生活関連サービス業、娯楽業	26	25 域内に広く所在している
	O 教育、学習支援業	5	5 域内に広く所在している
	P 医療、福祉	10	4 域内に広く所在している
	Q 複合サービス事業	6	6 域内に広く所在している
	R サービス業 (他に分類されないもの)	7	5 域内に広く所在している

(3) これまでの取組

1) 大洲市の取組

- ・「大洲市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年1回）に実施している。
- ・防災備品として、役所庁舎に（食料、飲料水、発電機、投光器、毛布、簡易トイレ等）を備蓄している。
- ・避難所運営マニュアルを策定している。

2) 当会の取組

- ・事業者向けセミナー等の案内等を実施して、事業継続力強化計画等の周知を図ってきたが、以下のとおり、事業者BCP・事業継続力強化計画の策定件数が伸び悩んだ。

- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進し、以下のとおり加入等がなされた。
- ・防災備品として、会館に（ヘルメット、水、食料等）を備蓄している。
- ・大洲市が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

目標	目標(R2～R5 年度)	実績(R2～R5 年度)
スタートアップ型の簡易な事業者BCP策定	5	0
事業継続力強化計画認定	10	0
各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）	20	17

II 課題

管内事業者においては、事業計画等と比較してBCPの必要性の認識が薄く、セミナー等の開催を通じて、その必要性を喚起する必要である。

経営指導員等においては、緊急時の取組、協力体制の構築等を記したマニュアルの運用が形骸化しないよう、その適切な運用が課題である。

保険・共済の推進においては、経営指導員等が、各事業者における必要性の有無を判断し、総合的なリスクマネジメントを提案できる人材の育成が課題である。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

また、長浜町商工会の建物は南海トラフ地震等が発生した際には被災リスクが高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。

III 目標

<定性的目標>

- ・地区内小規模事業者に対して、事業継続力強化セミナーの開催等を通じ、災害・感染症等リスクと事前対策の必要性を認識させる。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートの構築や、感染症発生時の速やかな拡大防止策の実施措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・愛媛県防災士講座の受講等を通じ当会職員の防災スキルを向上させる。
- ・発災後、長時間にわたって復興支援策が行えるよう、代替施設の確保に努める。

<定量的目標>

次のとおり、今後5年間の目標を設定する。

目標	現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 事業継続力強化セミナーの開催（回）	0	1	1	1	1	1
②事業継続力強化計画の策定（件）	0	4	4	4	4	4
③各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）（件）	1	3	3	3	3	3
④防災士講座への参加職員数（人）	3	1	1	1	1	1

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年6月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・「大洲市地域防災計画」や「大洲市地域強靭化計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用 等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCP・事業継続力強化計画策定セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、全国商工会連合会様式をもとに、事業継続計画を作成済み。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者におけるBCP・事業継続力強化計画の策定状況の確認
- ・策定事業者については、計画の実施状況・見直しの検討等の確認
- ・(仮称)長浜町商工会事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は最低年1回実施する）。

<2. 災害・感染症等発生後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。また、新型ウイルス感染症の発生時においては、拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況等を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。商工会災害対応システム及びSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大洲市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。）
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

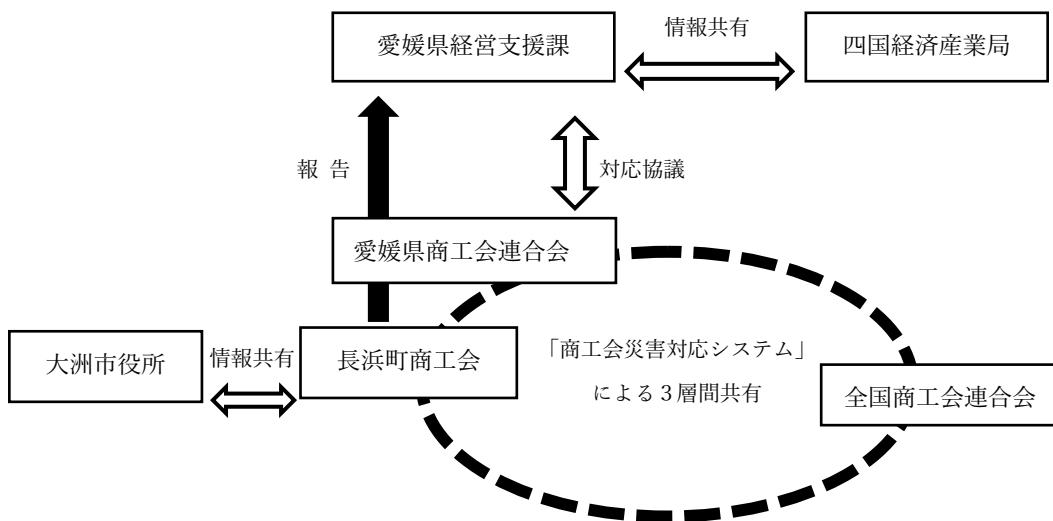
- ・当計画により、当会と当市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「大洲市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて当会又は当市より愛媛県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、大洲市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

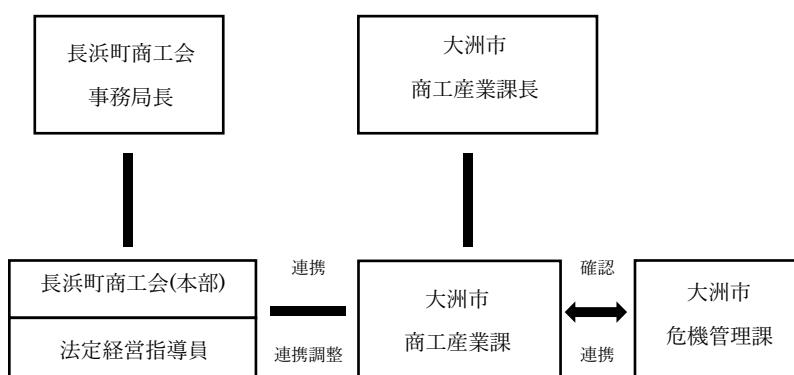
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大嶋 哲矢（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

長浜町商工会

〒799-3401 愛媛県大洲市長浜甲 1030 番地 3

TEL : 0893-52-0312 / FAX : 0893-52-1526

E-mail : info@nagahama-sci.or.jp

②関係市町

大洲市役場 大洲市環境商工部商工産業課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地 1

TEL : 0893-24-2111（代表） / FAX : 0893-24-2228

E-mail : shokosangyoka@city.ozu.ehime.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	120	250	250	290	290
・専門家派遣費	40	150	150	190	190
・協議会運営費	15	15	15	15	15
・セミナー開催費	40	60	60	60	60
・パンフ、チラシ作製費	25	25	25	25	25

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、大洲市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項